

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案」の概要

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進する。

1 概要

(1) 入院又は通院の決定手続

殺人、放火等の重大な罪に当たる行為について

- 不起訴（心神喪失又は心神耗弱を認定）
- 心神喪失を理由とする無罪判決
- 心神耗弱により刑を減輕された有罪判決（実刑を除く）



地方裁判所の審判

処遇の要否は、裁判官と精神保健審判員（精神科医）の合議体で、その意見の一一致したところにより決定する。また、精神保健参与員（精神障害者福祉等に関する専門家）の意見を聴く。

※ 檢察官の申立てにより審判を開始し、対象者には弁護士である付添人を付する。



処遇の決定

- 医療を受けさせるために入院をさせる決定（入院決定）
 - 指定入院医療機関における処遇へ
- 入院によらない医療を受けさせる決定（通院決定）
 - 地域社会における処遇へ

(2) 指定入院医療機関における医療

- 入院決定を受けた者は、厚生労働省令で定める基準に適合する指定入院医療機関（国公立病院）において、入院による専門的医療を受ける。
- 裁判所は、対象者、保護者又は指定入院医療機関の管理者の申立てによって、退院を許可することができる。
 - 地域社会における処遇へ
- 指定入院医療機関の管理者は、原則として6か月ごとに、裁判所に対し、退院許可の申立て又は入院継続の確認の申立てをしなければならない。
 - 退院許可の決定 地域社会における処遇へ
 - 入院継続の確認の決定

(3) 地域社会における処遇

- 通院決定を受けた者及び退院を許可された者は、厚生労働省令で定める基準に適合する指定通院医療機関において通院治療を受けるとともに、保護観察所（社会復帰調整官）による精神保健観察に服する。
- 保護観察所は、指定通院医療機関、都道府県知事等と協議の上、処遇に関する実施計画を定める。
- 精神保健観察の下での通院治療を行う期間は、3年間とする（裁判所は、通じて2年を超えない範囲で、この期間を延長できる。）。

2 政府案の修正

先の臨時国会（衆議院）において、政府案に対し、次のような修正が行われた。

- 入院等の要件を明確化し、限定する。
- 社会復帰のための制度であることを明確化する。
- 一般の精神医療等の水準の向上を図るべき責務を明確化する。